

PTA 活動を幅広く補償

PTA行事総合補償プラン

～細菌性食中毒（O-157 など）および
ウイルス性食中毒（ノロウイルスなど）補償特約セット～

のご案内

PTA 団体傷害保険特約セット普通傷害保険・PTA 管理者特約または PTA 特約セット賠償責任保険



このプランの特長

1. わずかな保険料で、PTA 行事に関わる事故を幅広く補償します。
2. 生徒や保護者、教師の皆さまの PTA 行事参加中のケガ・食中毒を手厚く補償します。
3. PTA 活動中の、第三者に対する法律上の賠償や PTA が借用した物を壊してしまった場合の賠償事故を補償します。
4. 万が一の事故の際には、保険会社より適切なアドバイスが行われ、かつ保険金は迅速に支払われます。

PTA行事総合補償プランの仕組み

～PTA行事中のおケガや、PTA活動中の第三者への法律上の賠償事故を幅広くサポート～

PTA傷害

PTA傷害におけるPTA行事とは

PTA行事とは、日本国内において、PTAが企画・立案し、主催・共催する行事で、PTA総会・運営委員会・スポーツ大会など、規則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

補償内容

- PTA行事中に被った、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ・食中毒(※1)を補償します。
(※1) 細菌性食中毒およびウイルス性食中毒
- PTA行事への往復途上の事故も対象となります。
※独立行政法人日本スポーツ振興センター法(旧日本体育・学校健康センター法)により給付対象となる傷害は対象となりません。

対象者

- ①生徒・PTA会員(父母会員(※2)・教師会員)
- ②PTA会員(父母会員(※2)・教師会員)の同居の親族
- ③PTA行事への参加が事前に認められている方(※3)
(※2) 父母会員とは、児童・生徒の両親をいいます。ただし、PTA会員が児童・生徒の両親でない場合は、PTA会員名簿に記名された者とします。
(※3) PTA行事に参加するボランティア等をいいます。

保険金をお支払いする具体的な事例

- PTA主催のソフトボール大会で骨折、入院した。
- PTA役員会へ行く途中に交通事故により死亡した。



保険金額(補償金額)・保険料 ※保険期間1年

補償項目	保険金額(補償金額)
死亡・後遺障害保険金額	518万円
入院保険金日額(180日限度)	1日あたり 4,020円
手術保険金	<入院中に受けた手術> 入院保険金日額×10倍 <外来で受けた手術> 入院保険金日額× 5倍
通院保険金日額(90日限度)	1日あたり 2,640円
保険料	1世帯あたり 190円

保険金をお支払いできない主な場合

- 故意または重大な過失
- 自殺、犯罪、闘争行為
- 酒気を帯びた状態での運転、無資格運転
- 脳疾患、疾病、心神喪失
- 地震・噴火またはこれらによる津波
- 頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見のないものなど

PTA 賠償

PTA賠償におけるPTA行事とは

PTA行事とは、日本国内において、PTAが企画・立案し、主催する行事で、PTA総会・運営委員会・スポーツ大会など、規則に基づく手続きを経て決定されたものをいいます。

補償内容

- ・PTA行事において、その管理、運営に過失や不備があり、第三者にケガをさせたり、物を壊したために法律上の賠償責任を負ったときに補償します。
- ・PTA行事において、第三者から借用したスポーツ用品、備品等を使用・管理中に壊したり盗まれたりしたために、その所有者に対し、法律上の賠償責任を負ったときに補償します。

保険金をお支払いする具体的な事例

- ・PTA役員会中、第三者にケガを負わせてしまった。
- ・PTA総会で、使用中の借り物を落として壊してしまった。

保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意による事故
- ②地震、噴火、津波による事故
- ③自動車、バイク等車両による事故
- ④他人との特別な約定によって加重された賠償責任
- ⑤飲食物等による事故 など

保険金額(補償金額)・保険料 ※保険期間1年

補償項目(自己負担額)	保険金額(補償金額)
対人(自己負担額 1,000円)	1名につき 1億円 ／ 1事故につき 3億円
対物(自己負担額 1,000円)	1事故につき 500万円
受託物(自己負担額 5,000円)	1名につき 10万円 ／ 保険期間中につき 500万円

保険料

児童・生徒1名あたり
10円

児童生徒賠償

補償内容

- ・PTAの管理下、管理下外を問わず、日本国内において、PTAの児童・生徒の行為に起因して、被保険者以外の第三者にケガをさせたり物を壊したために、法律上の賠償責任を負った時に補償します。

保険金をお支払いする具体的な事例

- ・土曜日に自転車で他人にケガを負わせてしまった。
- ・休日にデパートで誤って商品を壊してしまった。

保険金額(補償金額) ※保険期間1年

補償項目(自己負担額)	保険金額(補償金額)	保険料
<Aプラン>対人・対物共通(自己負担額 1,000円)	1事故につき 50万円	児童・生徒1名あたり 100円
<Bプラン>対人・対物共通(自己負担額 1,000円)	1事故につき 1,000万円	児童・生徒1名あたり 200円

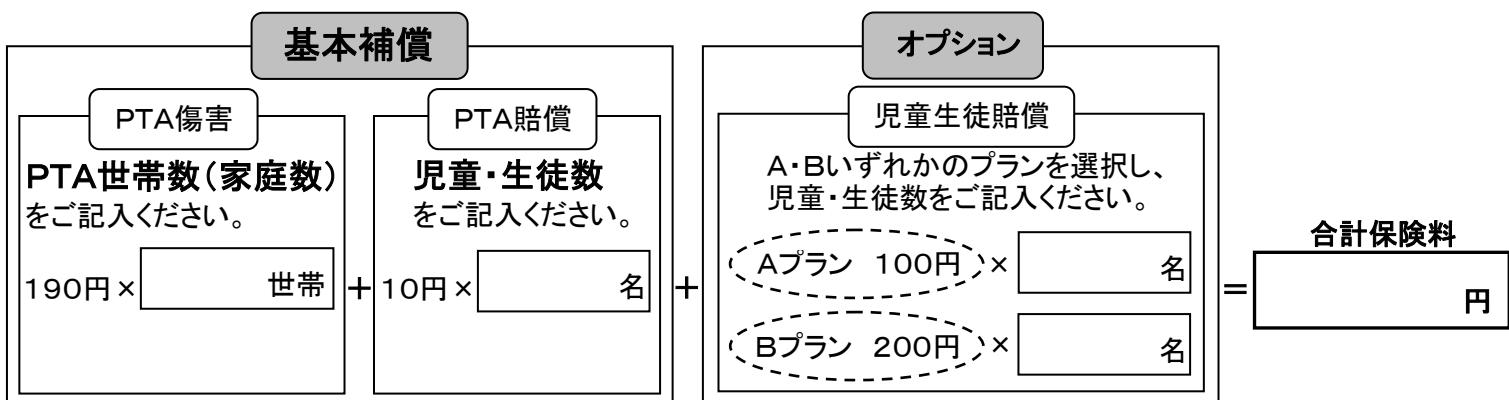
保険金をお支払いできない主な場合

- ①故意による事故
- ②地震、噴火、津波による事故
- ③自動車、バイク等車両による事故
- ④世帯を同じくする親族に対する賠償事故 など
(ご注意)
 - ・学校管理下での事故
 - 学校管理下での事故は、学校側の責任が問われる場合があり、生徒のみの責任とならない場合があります。
 - 生徒が法律上の賠償責任を負った場合が補償の対象となります。
 - ・スポーツ中の事故
 - 同じスポーツをプレー中の者に対する事故は賠償責任が発生しないことがあります。

保険料
保険期間1年

下記の計算式により、単位PTAの保険料を計算してください。
保険料は、単位PTAごとに別紙口座まで「単位PTA名」でお振込みください。

※今年度より、傷害は世帯数(家庭数)、賠償は児童・生徒数で保険料を計算します。
※教師会員は被保険者には含まれますが、保険料計算時には世帯数(家庭数)・人数には含めません。



ご加入手続き

連合会にておとりまとめの上、お申込みください。

- ご加入の際には、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。必要事項が記載されていなかったり、記載内容が事実と相違している場合には、ご契約が解除されるか、または保険金をお支払いできないことがあります。特に次の告知事項にご注意ください。
 - ・他の同種の損害保険契約の有無
- ご加入の後にご加入内容の変更を希望される場合には、あらかじめ取扱代理店にご通知ください。
- ご加入者以外に保険の対象となる方(被保険者)がいらっしゃる場合には、その方にもこのパンフレットに記載した内容をお伝えください。

申込締切日

2019年6月14日(金)

※保険料の着金まで時間がかかるケースがございますので、余裕を持ってお手続き願います。

※締切日を過ぎてもご加入いただけますが、補償開始が遅れるとともに申込月により保険料が異なりますのでご留意願います。

保険期間

2019年7月1日午後4時から
2020年7月1日午後4時まで

※毎月中途でご加入いただくこともできます。(毎月25日が締め切りで、翌月1日からの補償開始となります。)

加入者証

加入者証は大切に保管してください。
2ヶ月を経過しても加入者証が届かない場合には、
損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

★保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。
【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)】にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- 商品の仕組み：この商品は傷害保険普通保険約款にPTA団体傷害保険特約、賠償責任保険普通保険約款にPTA特約等、各種特約をセットしたものです。
 - 保険契約者：各PTA連合会
 - 保険期間：2019年7月1日午後4時から2020年7月1日午後4時まで1年間となります。
 - 申込締切日：2019年6月14日(金) 中途加入は毎月25日締切
 - 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等：引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：各PTA連合会の単位PTA
 - 被保険者：(PTA団体傷害)①生徒・PTA会員(父母会員(※1)・教師会員)②PTA会員(父母会員(※1)・教師会員)の同居の親族
③PTA行事への参加が事前に認められている方(※2)
(PTA賠責)各単位PTA
(児童・生徒賠償)①PTAの児童・生徒②PTAの児童・生徒の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって①の被保険者を監督する方(①の被保険者の親族にかぎります。)(※3)
 - お支払方法：お手続方法：別途ご連絡します。
 - 中途加入：保険期間の中途中でご加入される場合は、毎月受付しています。その場合の保険期間は、毎月25日までの受付分は、受付日の翌月1日(25日過ぎの受付分は翌々月1日)から2020年7月1日午後4時までとなります。
 - 中途脱退：この保険から脱退(解約)される場合は、取扱代理店の株式会社セゾン保険サービスまでご連絡ください。
 - この保険契約の保険料を定めるために用いる「保険料算出基礎」は加入時における保険料算出基礎(PTA会員世帯数、児童・生徒数)となっており、保険期間終了後の確定精算はありません。
 - 満期返り金・契約者配当金：この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。
- (※1) 父母会員とは、児童・生徒の両親をいいます。ただし、PTA会員が児童・生徒の両親でない場合は、PTA会員名簿に記載された者とします。
(※2) PTA行事に参加するボランティア等をいいます。
(※3) 児童・生徒賠償は、PTAの児童・生徒の行為に起因する事故についてのみ支払対象となります。

PTA 団体傷害保険

日本国内において、被保険者が、PTA 管理下（※1）において PTA 行事（※2）（行事に参加するための所定の場所と自宅との通常経路の往復を含みます。）参加中に、「急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）」によりケガ（身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に生ずる中毒症状を含み、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒を含みます。以下同様とします。）をされた場合に、下記の保険金をお支払いします。

（※1）「PTA の管理下」とは、PTA の指揮、監督および指導下をいいます。

（※2）「PTA 行事」とは、日本国内において、所属する単位 PTA が企画・立案し、主催するまたは共催する行事で PTA 総会、運営委員会など PTA 会則（いかなる名称であるかを問いません。）に基づく手続きを経て決定された行事をいいます。

●これらの保険金は、政府労災、健康保険、加害者からの賠償の有無などに関係なくお支払いします。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

（注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	
後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の 4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	
入院 保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の入院日数に対し、1 日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数(事故の発生の日から 180 日以内)	
手術 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内にそのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1 事故につき 1 回の手術にかぎります。 なお、1 事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、＜入院中に受けた手術の場合＞の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術（※1） ②先進医療に該当する手術（※2） <入院中に受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額 × 10 (倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額 × 5 (倍) (※ 1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※ 2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為（※ 1）を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見（※ 2）のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、航空機操縦（職務として操縦する場合を除きます。）、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行（これらに準ずるものおよび練習を含みます。）の間の事故 ⑫園児・児童・生徒については、独立行政法人・日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度の給付対象となりうるべき傷害など
傷害 (国内のみ補償)	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて 180 日以内の通院日数に対し、90 日を限度として、1 日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から 180 日以内の 90 日限度)	
通院 保険金	(注 1) 通院されない場合であっても、ケガが骨折、脱臼、腱・靭帯損傷で、下記①から③の部位を固定するために医師の指示によりギプス等（※）を常時装着したときは、その日数について通院したものとみなします。 ①長管骨（上腕骨、橈骨、尺骨、大腿骨、脛骨および腓骨をいいます。以下同様とします。）または脊柱 ②長管骨に接続する上肢または下肢の三大関節部分。ただし、長管骨を含めギプス等（※）を装着した場合にかぎります。 ③肋骨、胸骨。ただし、体幹部にギプス等（※）の固定具を装着した場合にかぎります。 ※ギプス等とは、ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらに類する硬性の固定具をいいます。 (注 2) 固定した期間を通院とみなさない場合の例 ●骨折、脱臼、腱・靭帯損傷以外のケガ（打撲挫傷、捻挫、半月板損傷、軟骨損傷等）のとき ●ギプスやシーネによる固定の部位が指のみ等で手首・足首を含まないとき（包帯等による固定部分は含みません） ●軟性の固定具、屈曲・伸展等の関節運動が可能な装具等を装着したとき（バストバンド、軟性コルセット、サポーター（支柱付を含む）、頸椎カラー等） (注 3) 同日に複数の部位の治療または複数の医療機関において治療を受けられても、重複して通院保険金をお支払いしません。 (注 4) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。 (注 5) 柔道整復師（接骨院、整骨院）による治療の場合、ケガの症状・程度に応じ行われた施術は、医師の治療に準じて通院保険金をお支払いします。また鍼（はり）・灸（きゅう）・マッサージなどの医療類似行為については、医師の指示に基づいて行われた施術のみ、お支払いの対象となります。	

（※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

（※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensinriyo/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

PTA特約セット賠償責任保険

賠償責任保険では、被保険者に法律上の賠償責任が生じた場合、被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を保険金額の範囲内でお支払いします。なお、法律上の賠償責任が生じないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金等はお支払いの対象となりません。

管理者賠償責任補償条項

	お支払いする保険金	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金 (国内のみ補償)	(1)被害者に支払うべき法律上の損害保険金 <input type="radio"/> 身体賠償事故の場合 治療費・休業損失・慰謝料等 <input type="radio"/> 財物賠償事故の場合(借用物の損壊等を含みます。) 修理費等(時価額が限度となります。) ※法律上の賠償責任がないにもかかわらず、被害者に対して支払われた見舞金等は保険金のお支払対象とはなりません。 (2)被害者に対する応急手当、緊急処理等の費用 (3)訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士報酬等(事前に損保ジャパン日本興亜の承認が必要です。) ※この保険では保険会社が被保険者に代わって示談交渉を行うことはできません。	被保険者が日本国内で、PTAが企画、立案し、主催するPTA団体管理下での各種学習活動および実践活動(PTA活動)の遂行中、PTA行事遂行上の過失により、児童・生徒・PTA会員または第三者に対し、身体または財物に損害を与えたことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。 PTAが具体的に活動するにあたって第三者からスポーツ用品、各種教育資材を借り受け実施する場合、PTA団体の管理下において使用、管理している間に被保険者の構成員であるPTA会員および児童・生徒等がスポーツ用品等の借用物を損壊し、または紛失し、もしくは盗取されたことによって被保険者(PTA)が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害を補償します。	①保険契約者または被保険者の故意 ②地震、噴火、津波などこれらに類似の自然変象 ③戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ④被保険者と世帯と同じくする親族に対する事故 ⑤PTAが所有、使用または管理する施設の改築、修理、取り壊し等の工事に起因する賠償責任 ⑥PTAが借用した受託物の欠陥、自然の消耗もしくは性質による破損または借用した受託物を貸主に返還した日から30日を経過した後に発見された受託物の損壊に起因する賠償責任 ⑦PTA活動の終了後のPTA活動以外の活動に起因する賠償責任など

* 1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額を超過する金額とし、加入者証記載の保険金額を限度とします。なお、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の争訟費用は、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

児童・生徒賠償責任補償条項(Aプラン・Bプラン)を追加した場合

	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任保険金 (国内のみ補償)	PTA管理下か否かを問わず、PTAの児童・生徒が日本国内において偶然な事故により他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして損害を与えた場合、児童・生徒、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって児童・生徒を監督する方(児童・生徒の親族にかぎります。)が負担する法律上の損害賠償責任を補償します。 *児童生徒賠償の被保険者は、①PTAの児童生徒②PTAの児童・生徒の親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって①の被保険者を監督する方(①の被保険者の親族にかぎります。)となります。	①保険契約者または被保険者の故意によって生じた賠償責任 ②戦争、外国の武力行使、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動 ③地震、噴火、津波などこれらに類似の自然変象 ④被保険者と世帯と同じくする親族に対する事故 ⑤被保険者と生計を共にする別居の親族に対する賠償責任 ⑥被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する賠償責任 ⑦被保険者の心神喪失に起因する賠償責任 ⑧自動車、航空機、船舶・車両(原動力がもっぱら人力であるものを除きます。)または銃器(空気銃を除きます。)の所有、使用または管理に起因する賠償責任など

* 1回の事故について損害賠償金は、損害賠償金の金額が自己負担額を超過する金額とし、加入者証記載の保険金額を限度とします。なお、損害賠償金の金額が保険金額を超える場合の争訟費用は、保険金額の損害賠償金に対する割合によりお支払いします。

* 修理費および再調達に要する費用についてはその被害にあった財物の時価額を超えない範囲でお支払いします。

1. クーリングオフ

この保険は、団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

【PTA 団体傷害保険】

- ご加入の際には、加入依頼書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。

- 加入依頼書等にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

- ご契約者または被保険者には、告知事項（※）について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。

（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書等の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

＜告知事項＞この保険における告知事項は、次のとおりです。 ★他の保険契約等（※）の加入状況 ★PTA会員の世帯数

（※）「他の保険契約等」とは、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

* 口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

* 告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

- 死亡保険金は被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

【PTA 特約セット賠償責任保険】

保険契約者または被保険者の方には、保険契約締結の際、告知事項について、損保ジャパン日本興亜に事実を正確に告げていただく義務（告知義務）があります。

■加入依頼書の記載事項すべて

保険契約締結の際、告知事項のうち危険に関する重要な事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかつた場合または事実と異なることを告げた場合には、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- ご加入後、告知事項に変更が発生する場合、取扱代理店までご通知ください。ただし、その事実がなくなつた場合は、ご通知いただく必要はありません。

■加入依頼書の記載事項に変更が発生する場合（ただし、他の保険契約等に関する事実を除きます。）

（注）加入依頼書等に記載された事実の内容に変更を生じさせる事実が発生した場合で、その事実の発生が被保険者に原因がある場合は、あらかじめ取扱代理店にご通知ください。その事実の発生が被保険者の原因でない場合は、その事実を知った後、遅滞なく取扱代理店にご通知が必要となります。

- ご通知いただいた内容に基づき、保険料を請求または返還します。追加保険料のお支払いがなかつた場合やご通知がなかつた場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることができます。

- 加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。

- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞

被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めるすることができます。お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

＜重大事由による解除等＞

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。（PTA 団体傷害保険）

＜他の身体障害または疾病の影響＞

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなつたときは、それらの影響がなかつたものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の 2019 年 7 月 1 日午後 4 時に始まります。

* 中途加入の場合は 25 日までの受付は受付日の翌月 1 日（25 日過ぎの受付は受付日の翌々月 1 日）に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜または取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて 30 日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパン日本興亜にご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパン日本興亜の承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

（注）示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパン日本興亜にご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
① 保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
② 事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカー・修理業者等からの原因調査報告書など
③ 傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書（写）、死体検査書（写）、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券（写）、運転免許証（写）、レントゲン（写）、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面（写）、被害品明細書、賃貸借契約書（写）、売上高等営業状況を示す帳票（写）など
④ 保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書（写）、保証書など
⑤ 公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
⑥ 被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書（※）、判決書（写）、調停調書（写）、和解調書（写）、相手の方からの領収書、承諾書など
⑦ 損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出すための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注 1）事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注 2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

ご加入に際して特にご注意いただきたいこと（続き）

●前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる場合があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。なお、脱退（解約）に際しては、返れい金のお支払いはありません。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いるべきケガによって被保険者が死亡された場合、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

8. 保険料の精算について

この保険契約は、「保険料の確定に関する追加条項」をセットする確定保険料方式のご契約です。保険料は、PTA傷害は契約時におけるPTA会員世帯数、PTA賠償・児童生徒賠償は契約時における児童・生徒数により算出しますので、正確にご申告をいただきますようお願いします。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●PTA 団体傷害保険については、損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

●PTA 特約セット賠償責任保険については、ご契約者が個人、小規模法人（経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。）またはマンション管理組合（以下あわせて「個人等」といいます。）である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。

補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、当該被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

損害保険契約者保護機構の詳細につきましては取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

10. 個人情報の取扱いについて

○保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。

○損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト（<https://www.sjnk.co.jp/>）をご覧くださいか、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客様のご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客様のご意向に沿っているかをご確認ください。

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約 | <input type="checkbox"/> 保険金額 |
| <input type="checkbox"/> 保険期間 | <input type="checkbox"/> 保険料、保険料払込方法 |
| | <input type="checkbox"/> 満期返れい金・契約者配当金がないこと |

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 世帯数などに誤りはありませんか。

3. お客様にとって重要な事項(契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明の記載事項)をご確認いただきましたか。

特に「注意喚起情報のご説明」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客様にとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

保険金のお支払いの例

<PTA傷害>

- PTA主催のソフトボール大会試合中に転倒して骨盤を骨折し、入院し手術(観血手術)を受け、通院した。(入院保険金、手術保険金、通院保険金)

<PTA賠償>

- 水泳大会を開催中、児童が死亡し監督上の責任を問われた。
- 映画会を主催したところ、入場者多数のため将棋倒しとなりケガ人がでた。
- 学校から借りたバレーボールネットが盗まれた。

<児生徒賠償>

- 自転車走行中、横断歩道の歩行者と衝突し死亡させた。
- スキー場にてスキー板を担いで歩行中、駐車中の車のボディに傷をつけた。
- 休憩時間中、生徒が校庭に出るためにドアを開けようとしたところ、無理やり押してガラスが割れた。

※実際のお支払いは、ご加入の内容やおケガの状態等により異なります。

事故が発生した場合は...

①事故発生のご連絡

事故が発生した場合は、すぐに加入者証をご用意のうえ、以下の方法でご連絡ください。

<FAXの場合>

加入者証をご参考のうえ、別紙「PTA行事総合補償プラン事故報告書（兼行事参加中証明書）」をご記入いただき、損保ジャパン日本興亜までFAXください。

一送付先一

- 傷害：損害保険ジャパン日本興亜株式会社 本店企業保険サービス部傷害保険サービス第二課
- 賠償：損害保険ジャパン日本興亜株式会社 本店企業保険サービス部団体保険サービス課

FAX : 03-3385-3708

FAX : 03-3385-5500

<電話の場合>

加入者証をご用意のうえ、下記「事故サポートセンター」までご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110 (受付時間：24時間365日)

②保険金請求手続き

損保ジャパン日本興亜から保険金請求に必要な書類を送付しますので、ご記入いただき、必要書類を添えて損保ジャパン日本興亜までご返送願います。

請求書類上に、PTA会長の証明が必要となります。※すでに別紙の「PTA行事総合補償プラン事故報告書兼行事参加中証明書」をFAXいただき、PTA会長の証明がある場合は不要です。

よくある質問

制度全般	Q 1	保険開始は7月1日だけど、新入生は対象となりますか？
	A 1	なります。在校生が保険対象となると解釈してください。
	Q 2	熱中症は、対象となりますか？
	A 2	対象外です。
	Q 3	ケガをした際は、写真や場所などの報告が必要でしょうか？また診断書なども必要でしょうか？
	A 3	事故報告書のご提出後、保険会社より必要に応じてご準備いただくこともあります。事故の報告は電話でも承っております。ただし受け取る保険金が10万円を超えないときは診断書は省略可能です。
	Q 4	約款は、オンラインで閲覧可能ですか？
	A 4	対応していません。閲覧ご希望の際は取扱代理店までお問い合わせください。
PTA傷害	Q 5	保険申込の世帯数に教職員は含みますか？
	A 5	含みません。父母会員の世帯数でご申告ください（生徒の総人数ではありません）。教職員は世帯数に含みませんが、保険の対象となります。
	Q 6	PTA行事への参加が事前に認められている方とは、具体的にどのようなケースですか？
	A 6	例えば、PTAと自治会が共催する祭事で、その自治会の会員がケガをした場合が補償対象となります。
	Q 7	バレー大会に参加する卒業生やコーチは、保険対象となりますか？
	A 7	飛び入りの参加者は対象外ですが、「PTA行事」として名簿に記載されている方は対象となります。
	Q 8	バレー大会に向けて練習している場合は対象となりますか？
	A 8	不定期に開催されている練習は対象外ですが、PTA行事として親睦目的で年間スケジュールに組み込まれている場合などが対象となります。
	Q 9	ケガをした際は、写真や場所などの報告が必要でしょうか？また診断書なども必要でしょうか？
	A 9	事故報告書のご提出後、保険会社より必要に応じてご準備いただくこともあります。事故の報告は電話でも承っております。ただし受取る保険金が10万円を超えないときは診断書は省略可能です。
賠償A	Q 10	PTA保護者会員の茶話会・懇親会などの食中毒は保険の対象になりますか？
	A 10	PTAが認めた（主催した）茶話会・懇親会の場合に対象となります。PTAの会員（保護者と教師等）が任意で集まった会合等は対象となりません。
児童生徒賠償	Q 11	PTA賠償において、児童間で加害者・被害者が発生した場合はどうなりますか？
	A 11	補償の対象外です。本補償は「PTA」が法律上の賠償責任を負った場合の保険です。つまり第三者への賠償を目的としており、児童間は当事者同士という解釈となるためです。
	Q 12	そもそもどういう保険ですか？
	A 12	単に壊れたものを修復したり、買い替え費用のための保険ではありません。加害者・被害者が明確に存在し、加害者が法律上の賠償責任を負ったときに被る損害を補償する保険です。
	Q 13	バレーの授業中、ボールが眼鏡にあたって壊れた場合は対象となりますか？
	A 13	授業中は、学校の管理下における事故であり、加害者・被害者を特定するような法律的な賠償責任は発生しないケースがあり、一般的には保険の対象外です。
	Q 14	野球部員が打った打球が、テニス部員の頭部にあたってケガをした場合、その治療費は対象となりますか？
	A 14	スポーツ中のケガは、上記と同様に加害者・被害者を特定するような賠償責任が問われないケースが一般的です。ただし、野球部員の生徒、親御さんがテニス部員の生徒・親御さんに謝罪するなどの教育上の配慮は必要なケースです。
	Q 15	休み時間中にじゃれあっているときに、学校の窓ガラスを割ってしまった場合は？
	A 15	じゃれあっている生徒さんが過失認定となると、法律的な賠償責任が発生するので、保険の対象となります。
	Q 16	インターンシップ中、職場体験実習中に商品を壊してしまった場合は？
	A 16	生徒さんが過失認定となると、法律的な賠償責任が発生するので、保険の対象となります。
	Q 17	プライベートで自転車に乗っているときに、歩行者に後ろから追突し、相手方が受傷した場合は？
	A 17	生徒さんが過失認定となると、法律的な賠償責任が発生するので、保険の対象となります。
	Q 18	同居の親族は補償範囲に含みますか？
	A 18	同じ中学校に通学する兄弟姉妹のみ含みます。

本制度の内容・ご加入手続き等のお問い合わせ先

株式会社セゾン保険サービス TEL : 03-3988-1526

お問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

取扱代理店

株式会社セゾン保険サービス

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 4-21-1 アウルタワー 4 階

TEL 03-3988-1526 : FAX 03-3985-8237

受付時間 平日の午前 9 時から午後 5 時まで

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 東京公務開発部 営業開発課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 損保ジャパン日本興亜本社ビル 12F

TEL 03-3349-5420 : FAX 03-6388-0164

受付時間 平日の午前 9 時から午後 5 時まで

●指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

電話番号 0570-022808 [ナビゲイ] <通話料有料>

(受付時間：平日の午前 9 時 15 分から午後 5 時まで) (土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客様からの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくな、損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト (<https://www.sjnk.co.jp/>) でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合には、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

SJNK19-00726(2019年4月18日)

